

## 松原市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓に関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、全ての市民が、SOGIEにかかわらず、自分自身を大切にし、自分らしく生き、互いを認め合い、「誰もがいきいきと活躍できる松原市」の実現を目指し、パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓に係る取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる

- (1) SOGIE 性的指向(恋愛感情又は性的関心等の対象となる性についての指向をいう。)、性自認(自己の性についての認識をいう。)及び性表現(服装や髪型等自己の性についての表現をいう。)の総称をいう。
- (2) パートナーシップ・ファミリーシップ 互いを人生のパートナー又は家族として尊重し、協力し合う継続的な2人の関係をいう。この場合において、双方又は一方で第6条第1項の近親者等があり、かつ、当該近親者等を家族とすることにつき同条第2項の近親者等に関する宣誓がなされたときは、当該近親者等も含めた関係をいう。

### (パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓)

第3条 パートナーシップ・ファミリーシップ(以下「パートナーシップ等」という。)を形成している者は、その関係にある旨を市長に宣誓することができる。

2 前項の規定による宣誓(以下「宣誓」という。)をすることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 民法(明治29年法律第89号)第4条に規定する成年に達していること。
- (2) 宣誓をしようとする者のいずれかが市内に住所を有していること(市内への転入(宣誓をする日(以下「宣誓日」という。)以後3箇月以内の転入に限る。)を予定している場合を含む。)。
- (3) 配偶者がいないこと。
- (4) 相手方以外の者とパートナーシップ等を形成していないこと。
- (5) 宣誓しようとする者同士が、民法(明治29年法律第89号)第734条及び第735条の規定に反しない場合(養子縁組によりこれらの規定に反することとなった場合を除く。)であること。

### (提出書類)

第4条 宣誓をしようとする者(以下「宣誓者」という。)は、松原市パートナーシップ・ファミリーシップ制度に係る宣誓書(様式第1号。以下「宣誓書」という。)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 住民票の写しその他の現住所を証する書類(宣誓日前3箇月以内に発行されたものに限る。以下「住民票の写し等」という。)(市内への転入を予定している者にあっては、その事実を確認することができる書類)
- (2) 個人番号カード、運転免許証その他の官公署が発行した免許証、許可証、資格証明書等であって宣誓者の顔写真が貼付されているもの
- (3) 戸籍抄本又は戸籍全部事項証明書、婚姻要件具備証明書その他の配偶者がいないことを証する書類(宣誓日前3箇月以内に発行されたものに限る。)
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 宣誓書は、当事者双方が署名したものでなければならない。ただし、宣誓者の双方又は一方の署名が困難であると市長が認める場合は、この限りでない。  
(受領証の交付)

第5条 市長は、適正な宣誓書が提出されたときは、宣誓者に対し、宣誓の事実を証明するため、松原市パートナーシップ・ファミリーシップ制度に係る宣誓書受領証(様式第2号。以下「受領証」という。)を交付するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、宣誓者のいずれもが市内に住所を有していないときは、市長は、受領証に代えて松原市パートナーシップ・ファミリーシップ制度転入予定者受付票(様式第3号。以下「転入予定者受付票」という。)を交付するものとする。
- 3 前項の規定により転入予定者受付票を交付された者のうちいずれかが転入した場合においては、当該者は、原則として転入予定日から14日以内に、住民票の写し等を市長に提出しなければならない。この場合において、宣誓者のいずれかが市内に住所を有することを確認できたときは、市長は、当該宣誓者から転入予定者受付票を返還させ、受領証を交付するものとする。
- 4 受領証(前項に規定する場合を除く。)又は転入予定者受付票は、宣誓者双方が来庁した場合に限り交付する。ただし、宣誓者双方の来庁が困難であると市長が認める場合は、この限りでない。

(近親者等に関する宣誓)

第6条 宣誓者は、受領証に、当該宣誓者の双方又は一方の者と共に暮らす未成年者(以下「未成年者」という。)、親等の近親者その他市長が適当と認める者(以下「近親者等」という。)について、家族として、その氏名及び継柄(以下「氏名等」という。)の記載を希望するときは、当該近親者等を含めた宣誓(以下「近親者等に関する宣誓」という。)をすることができる。

- 2 近親者等に関する宣誓をしようとする宣誓者は、近親者等に関する宣誓書(様式第4号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、第4条第1項の規定により提出された書類をもって代えることができると認められる場合は、当該書類の添付を省略することができる。

- (1) 住民票の写し等その他の宣誓者と未成年者の同居の事実が確認できる書類（市内への転入を予定している者にあっては、転入及び宣誓者と未成年者の転入後の同居の事実を確認することができる書類）（未成年者に係る近親者等に関する宣誓に限る。）
  - (2) 戸籍抄本又は戸籍全部事項証明書その他の近親者等である事実が確認できる書類（宣誓日前3箇月以内に発行されたものに限る。）
  - (3) 子又は親等の近親者の氏名記載に関する同意書（様式第5号）（宣誓日において15歳以上の近親者等に係る近親者等に関する宣誓に限る。）
  - (4) その他市長が必要と認める書類
- 3 市長は、適切な近親者等に関する宣誓書が提出されたときは、受領証に当該近親者等の氏名等を記載するものとする。
- 4 前3項の規定は、前条第1項又は第3項の規定により既に受領証の交付を受けた者（以下「交付者」という。）が新たに受領証に近親者等の氏名等の記載を希望するときに準用する。

（宣誓内容の変更等）

第7条 交付者は、宣誓及び近親者等に関する宣誓の内容に変更があったときは、速やかに、松原市パートナーシップ・ファミリーシップ制度に係る宣誓事項変更届（様式第6号）に変更の内容を確認できる書類を添えて、市長に提出するものとする。この場合において、住所に変更があったときは、住民票の写し等を添えなければならない。

2 市長は、適切な松原市パートナーシップ・ファミリーシップ制度宣誓事項変更届が提出されたときは、当該変更に係る事項を反映した受領書を交付するものとする。

（近親者等の氏名等の削除）

第8条 近親者等に関する宣誓に係る近親者等（この項の規定による申立てをする日において15歳以上の者に限る。以下この条において同じ。）は、自らに関するパートナーシップ等を解消するため、受領証から自身の氏名等を削除するよう市長に申し立てることができる。

2 前項の規定による申立てをしようとする近親者等は、松原市パートナーシップ・ファミリーシップ制度に係る宣誓書受領証からの氏名削除に関する申立書（様式第7号。以下「申立書」という。）に申立てをしようとする者の本人を確認できる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

3 市長は、申立書が提出されたときは、その内容を審査し、適正と認めた場合は、当該近親者等の氏名等を削除するものとする。

（受領証の再交付）

第9条 受領証の再交付は、交付者が次のいずれかに該当するときに限り行うものとする。

- (1) 受領証を紛失し、毀損し、又は汚損したとき。
  - (2) その他特別の事情があると市長が認めたとき。
- 2 前項の規定により、受領証の再交付を受けようとする者は、松原市パートナーシップ・ファミリーシップ制度に係る宣誓書受領証再交付申請書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、前項の申請があったときは、これを審査し、適正と認めるときは、受領証を再交付するものとする。

（受領証の返還）

第10条 交付者は、次の各号のいずれかに該当するときは、松原市パートナーシップ・ファミリーシップ制度に係る宣誓書受領証返還届（様式第9号）を市長に提出し、受領証を市長に返還しなければならない。

- (1) パートナーシップ等が解消されたとき。
  - (2) 第2条第2号に掲げる2人の者のいずれもが転出したとき。
  - (3) 一方が死亡したとき。
  - (4) 第3条第2項第3号又は第4号に該当しなくなったとき。
- 2 前項の規定により受領証を返還した者が希望する場合は、市長は、当該返還した者に対して、松原市パートナーシップ・ファミリーシップ制度に係る宣誓書受領証受領事実証明書（様式第10号）を交付するものとする。

（通称名の使用）

第11条 この要綱に基づく宣誓その他の手続には、戸籍上の氏名と併せて通称名を使用することができる。

（協定による手続）

第12条 本市に転入した者が、本市がパートナーシップ制度に係る都市間連携に関する協定（以下「協定」という。）を締結した他の地方公共団体（以下「協定締結都市」という。）において、受領証に類する書類（以下「受領証類似書類」という。）の交付を受けている場合で、本市に転入後も引き続き、パートナーシップ等の関係にある旨を宣誓しようとするときは、宣誓書に次に掲げる書類を添えて市長に提出することにより、第4条の手続に代えることができる。

- (1) 受領証類似書類
  - (2) 住民票の写し等
- 2 市長は、前項に規定する者から同項に規定する書類の提出があった場合で、当該者が第3条第2項各号のいずれにも該当するときは、受領証を交付する。
- 3 市長は、前項の規定により受領証を交付したときは、協定締結都市に対し、当該受領証を交付した事実を通知するとともに、受領証類似書類を送付するものとする。
- 4 本市から協定締結都市に転出した宣誓者が、協定に基づく手続を行い、当該協定締結都市からその事実の通知があった場合は、第10条第1項の返還に係る

手続を省略することができる。

5 前各項の規定による手續は、当該各項に規定する者の同意を得られた場合に限り行う。

(個人情報の取扱い)

第13条 市長は、宣誓者から提出された個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき適切に取り扱わなければならぬ。

(施策の実施)

第14条 市長は、この要綱の趣旨にのっとり、全ての市民が、SOGIEにかかわらず安心して暮らすことができるまちの実現を目指した施策を行う。

(市民等への周知等)

第15条 市長は、市民及び市内事業者が受領証の交付の趣旨を理解し、全ての市民が、SOGIEにかかわらず、その社会活動の中で最大限に尊重され、公平かつ適切な対応が行われるよう、制度の周知及び啓発に努めなければならない。

(実施の細目)

第16条 この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が定める。

附則

この要綱は、令和5年5月1日から実施する。